

改正案

現行

目次（現行のとおり）

目次（略）

第一条から第十八条まで（現行のとおり）

第一条から第十八条まで（略）

（罰則）

（罰則）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十
万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万
円以下の罰金に処する。

一から三まで（現行のとおり）

一から三まで（略）

第二十条及び第二十一条（現行のとおり）

第二十条及び第二十一条（略）